

海事局任期付職員（通商法実務経験者）の募集

平成31年3月4日

1. 配属先 国土交通省海事局（東京都千代田区霞が関2-1-3）

2. 役職名 船舶産業課専門官

3. 応募資格 ①日本国籍を有すること

②資格及び業務経験

法律事務所等において通商法実務の経験を有し、行政法務、造船業等に関する企業法務及び国際通商法（WTO協定）に関する高度に専門的な知識・経験を有すること。

4. 担当業務

船舶建造は、日本、中国及び韓国を中心に世界各国で行われており、船主は条件の良い造船所を世界中から選択できるため、造船業は世界単一市場となっている。現在、世界の造船業は、リーマンショック前の新造船の大量発注、その後の海上荷動きの低迷により、供給能力過剰状態にある中、近年、韓国政府は、政府系金融機関を通じて自国造船業の受注拡大のための大規模な公的助成を実施している。この助成措置は、造船市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害する恐れがあり、同問題点は、国土交通省交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会の報告書「海事産業の生産性革命の深化のために推進すべき取組について～平成28年6月3日答申のフォローアップ～」(平成30年6月1日)においても言及されており、WTO提訴の是非を早期に決定すべき旨指摘している。我が国は、OECD造船部会や二国間会合等の機会を通じて、韓国に対して公的助成の是正を要請してきたが、これまで何ら是正に向けた動きは見られない。このため、平成30年11月、韓国に対して二国間協議要請書を提出し、WTO協定に基づく紛争解決手続を開始した。

今後、同手続を進めるに当たっては、韓国公的支援に関する情報の詳細な分析を行うとともに、WTO協定への違反性を立証していく必要がある。その際、WTO訴訟の類似判例との整合を検討し、法的・経済的な観点から我が国主張の論理構築を実施する必要がある。このため、行政法務のほか、造船業等に関する企業法務及び国際通商法（WTO協定）に関する知識・経験などの専門的な観点からの関与を必要としている。

主な担当業務としては、以下を想定している。

- ・韓国が実施する自国造船業に対する公的助成について、現状及び課題の整理・分析
- ・WTO訴訟の類似判例の分析
- ・関連する有識者、業界団体等との調整を踏まえた、我が国主張の論理構築・精査
- ・関係省庁との調整、国会対応

5. 応募に必要な書類 ① 履歴書及び職務経歴書（様式は自由）
② 弁護士資格（海外の弁護士資格を含む）を有する場合、当該資格を証明する書類の写し
※応募書類は合否の結果によらずお返しできません。
6. 応募方法 応募に必要な書類を平成31年3月24日（日）までに郵送で必着のこと。
7. 採用スケジュール 平成31年3月25日（月）書類選考
（同日中に合格者のみに電話にて連絡）
平成31年3月26日（火）面接試験、採用予定者の選考
～平成31年3月28日（木）
平成31年3月29日（金）試験結果通知（合否通知）
8. 選考方法 書類選考、面接試験
9. 採用予定日及び採用予定人数 採用予定日・・・平成31年5月1日（水）
採用予定人数・・・1名程度
10. 勤務形態 原則として9：30～18：15（休憩時間は12：00～13：00）
休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
11. 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。
12. 給与等 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給。
※出張する際には出張旅費が支給されます。
13. 任用予定期間 平成31年5月1日から平成32年3月31日（延長の可能性あり）
14. 書類提出先及び連絡先 国土交通省海事局船舶産業課 中尾、大久保、長坂
電話03-5253-8111（内線43612）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3